

## 小平市と白梅学園大学及び白梅学園短期大学との包括連携に関する協定書

小平市（以下「市」という。）と白梅学園大学及び白梅学園短期大学（以下「大学」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は市と大学が、これまで積み重ねてきた協力関係を一層強化し、発展させるとともに、包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事業）

第2条 市と大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。

- (1) 保育・教育・子ども支援・子育て支援に関すること。
- (2) 文化・芸術・スポーツに関すること。
- (3) 健康・福祉・生活支援に関すること。
- (4) まちづくり・地域コミュニティに関すること。
- (5) 自然・環境・資源に関すること。
- (6) 地域振興・産業振興に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 両者が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (9) その他、両者が必要と認める事項。

### （情報交換）

第3条 市と大学は、連携事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換の実施に努めるものとする。

### （守秘義務）

第4条 市と大学は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、市又は大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、引き続き同一条件をもって1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第6条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、市と大学が協議してこれを定めるものとする。

2 この協定に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、署名の上、各々1通を保有する。

平成31年2月13日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

小平市

小平市長

小林正則

東京都小平市小川町一丁目830番地

白梅学園大学

白梅学園短期大学

学 長

近藤幹生